

## 平成 29 年 11 月の実績を参考とした評価結果

### 1. はじめに

H29. 11～H30. 3 において、新たな代替案（運賃改定）で実証運行を実施することとなっており、初めの 11 月における実績が判明したところである。H30. 3 に H29. 11～H30. 2 を評価対象期間として最終的な評価を実施することとなっているが、両路線の今後の見通しを立てるためにも、速報的に評価しておくことは重要であると考えられる。

そこで本資料では、現時点における概算での評価をおこなった。以下に、両路線における試算方法とその結果について示す。

### 2. 試算方法及び結果について

#### 2.1 北新町地区について（病院線は除く）

##### 2.1.1 試算方法

- ・北新町線については、回数券を購入する割合は月毎に大きく変動していないため、回数券の収入も加味して試算することとする。
- ・過年度の（年間運賃収入）÷（11 月～2 月の運賃収入）の値を H29. 11～H30. 2 の運賃収入に乗じて H29. 10～H30. 9 の年間の運賃収入を推計する。（H29. 11～H30. 2 月の運賃収入は、「H29. 11 の運賃収入」に「H28 年度の（11～2 月の利用者数） / （11 月の利用者数）の割合（≒4.00）」を乗じて推計することとする。）

⇒北新町地区における（年間運賃収入）÷（11 月～2 月の運賃収入）の値は、3.79 である。

- ・運賃改定による変化は、光陽台線の利用実績（運賃収入）を参考に補正を行う。
- ・運賃改定直後の運賃収入と、運賃改定後 5 年間の運賃収入の平均を比較すると、運賃改定直後から 1.03 倍回復していることから、年間の運賃収入に対して 1.03 倍を補正する。

## 2.1.2 試算結果

- ・前頁に示す試算方法より、以下の結果が得られる。
- ・H29.11における運賃収入：109,639円/月（病院線を除く）
- ・11月～2月の運賃収入：438,554円⇒109,639円/月×4ヵ月分
- ・H29.10～H30.9の年間の運賃収入(補正Ⅰ)：1,661,951円/年  
⇒438,554円(11月～2月運賃収入)×3.79（(H28年間運賃収入)÷(11月～2月運賃収入)）
- ・運賃改定による補正をしたときの年間運賃収入(補正Ⅱ)：1,711,810円/年  
⇒1,661,951円×1.03（運賃改定による補正率）
- ・北新町線における、生駒市の負担率は41.8%となる。

項目		数量	単位	計算式
運行距離(1日)	全体	51.3	km	①
	評価区間	24.4	km	②
	割合	47.6%		③=②÷①
運行費用	全体	6,183,375	円	④H28.10～H29.9の運行費用
	評価区間	2,941,020	円	⑤=④×③
利用者数 (H29.11)	全体	692	人	⑥H29.11の実績(前年同月より1.24倍増)
	評価区間	563	人	⑦H29.11の実績(前年同月より1.14倍増)
	割合	81.4%		⑧=⑦÷⑥
運賃収入	全体	134,760	円	⑨H29.11の運賃収入
	評価区間	109,639	円	⑩=⑨×⑧
運賃収入(11月～2月)		438,554	円	⑪=⑩×4(4ヵ月分に換算)
運賃収入(補正Ⅰ)		1,661,951	円	⑫=⑪×3.79
運賃収入(補正Ⅱ)		1,711,810	円	⑬=⑫×1.03
生駒市の負担額		1,229,210	円	⑭=⑤-⑬
生駒市の負担率		41.8%		⑮=⑭÷⑤

※表中は小数点以下を含む計算をしているため、本文中の計算式から得られる結果と必ずしも一致しない。

## 2.2 萩の台地区について

## 2.2.1 試算方法

萩の台線については、回数券を購入する割合が月毎に大きく変動することがあり、不確定要素になり得ると考えられるため、11月の1ヵ月分を試算する際に回数券の収入を加味することは望ましくないとと思われる。ただし、H30.3に評価する際は、回数券の収入も加味して試算を行うこととする。

また、萩の台地区における 11 月の利用者数について、災害の影響を加味したうえで試算を行う必要があるが、その補正方法については、【資料 5】に詳細を記している。

試算方法は、次頁に示す通りである。

- ①過年度（H28 年度）の実績より、「年間の回数券を含む運賃収入」から「年間の利用者数」を除することで「利用者 1 人あたりの平均運賃収入」を算出する。
- ②さらに、運賃改定による値上げを反映した 1 人あたりの平均運賃収入を推計する。  
(ここでは、H28 年度と同じ割合で回数券を購入するとして、試算を行う。)
- ③一方で、H29. 11 の利用者数に基づいて年間の利用者数を推計し、その利用者数に「運賃改定による値上げを反映した 1 人あたりの平均運賃収入」を乗じることで年間の運賃収入を推計する。
- ④運賃改定による影響を加味した補正を行い、補正した年間運賃収入から生駒市の負担率を算出する。

## 2.2.2 試算結果

### ①H28. 10～H29. 9（1 年間）における利用実績

- ・ 運賃収入：1,046,815 円/年（現金収入：202,115 円/年、回数券収入：844,700 円/年）
- ・ 利用者数：7,173 人/年
- ・ 利用者 1 人あたりの平均運賃収入：145.9 円/年・人 $\Rightarrow$ 1,046,815 円/年 $\div$ 7,173 人

### ②運賃改定による値上げを反映した 1 人あたりの平均運賃収入：194.6 円/年・人

$\Rightarrow$ 145.9 円・人/年 $\times$ 200/150 円（200 円の場合の 1 人あたりの平均運賃収入）

### ③・H29. 11 の利用者数に基づいて推計した年間利用者数：9,519 人/年

$\Rightarrow$ 710 人/月 $\times$ 7,173 人/年 $\div$ 535 人/月（H28 年度における年間に対する 11 月の占める値）

（諸量）・H29. 11 の利用者数：710 人/月（556 人/月+154 人[補正分]）

・ H28 年度の年間利用者数：7,173 人/年

・ H28. 11 の利用者数：535 人/月

・年間運賃収入：1,852,308 円/年 ⇒9,519 人/年×194.6 円/年・人

④運賃改定による影響を加味した年間運賃収入：1,907,877 円/年

⇒1,852,308 円/年×1.03（運賃改定の影響による補正）

・以上より、萩の台地区における、H29.11 の利用者数に基づいて概算した評価結果は、以下の表に示す通りである。

項目	数量	単位	備考
運賃収入	1,852,308	円/年	④=②1人あたりの平均運賃収入×③年間の利用者数
	1,907,877	円/年	⑤=④×1.03(運賃改定の影響による補正)
運行費用	6,183,300	円/年	H28.10～H29.9の運行費用
生駒市の負担額	4,275,423	円/年	⑥=(運行費用)－⑤
生駒市の負担率	69.1%	%	⑦=⑥÷(運行費用)×100

※表中は小数点以下を含む計算をしているため、本文中の計算式から得られる結果と必ずしも一致しない。